

まちどり

## 待鳥よしこの議会活動レポート

## ～2019年12月定例会報告～



無所属

会派・新しい風・国民民主

令和2年の活動がスタートしています。新しい年が、皆様にとってお幸せな年になりますよう、心から祈念いたします。

昨年日本列島は、台風19号をはじめ、多くの災害に見舞われました。さらに災害に強いまちづくりが望まれます。また和光市においては、これから、駅ビルの稼働、駅北口の高度利用化、国道254バイパス延伸に伴う和光北インター東部地区のまちづくり、外環道の中央自動車道を経て東名高速道路までの延伸に伴う新倉PAのサービスエリア化等々に向け、取り組みが始動・進展し、都市としての和光市の姿も年々変わっていきます。この一年が和光市の希望の年となるよう、一つ一つの課題と向き合い、努力してまいります。

12月議会では、報告1件、諮問1件、市長提出議案21件、陳情1件を審査し、すべての議案を原案可決、陳情を採択しました。



## 【12月定例会の主な議案から】

## 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例・

## 和光市会計年度任用職員の報酬等に関する条例

令和2年度から会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、関係条例の整備を行い、その報酬等を定める条例を策定しました。施行規則については、職種により今後定められます。この制度が創設されたことにより、適正な任用と勤務条件を確保し、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用条件を厳格化する、期末手当の支給を可能にする等、統一的取り扱いが定められました。

## 和光市総合福祉会館設置及び管理条例の一部改正

総合福祉会館内のすまいる工房は、就労継続支援A型とB型を併設していますが、指定管理者の提案により、令和2年度からA型（定員10名）を廃止して、その分B型の定員を拡大します。現状A型のニーズは少なく、今後も一般就労につながることを含め、ていねいな就労支援をしていくとのことです。

※就労継続支援A型＝雇用契約を結び給料をもらいながら利用する。（最低賃金保障）

※就労継続支援B型＝雇用契約なし。工賃をもらいながら授産的活動を行う。

## 一般会計補正予算から

- 地域密着型サービス拠点等整備（2,010万円減額） 整備予定だった南エリアの定期巡回事業所が繰り延べ、南第2地域包括支援センターの新設が南地域包括支援センターの拡充に変更となった。
- 乳幼児・子ども医療費助成（1,140万円増額） 子ども医療費が当初見込みより増額となった。
- 公園管理（2,256万3千円増額） 公園遊具定期点検により使用不可となっている遊具の補修、更新、撤去、および荒川河川敷運動公園の台風被害の復旧工事のため増額した。

## 陳情の審査結果

「和光市駅北側付近に100人規模が利用できる施設の設置に関する陳情」＝採択



### (1) 避難行動要支援者登録制度について

Q：地区社協等で新たに要支援者と支援者をマッチングする活動が行われているが、支援者への個別計画の送付はどのようになっていますか。

A（保健福祉部長）：地区社協からの申請は随時名簿に反映しています。個別計画は従来からの登録者を含め全登録者に一斉送付し確認していただく準備を進めており、来年度当初に速やかに実施予定です。

Q：第三次地域福祉計画で、災害時等緊急時に速やかに登録情報の有効活用ができるよう条例制定の方向を示していますが、任意の登録制度から条例化への方向性は変わっていないか、うかがいます。

A（保健福祉部長）：登録制度に基づく名簿は本人の意思に基づき平常時から関係団体に提供できるが、条例化すると本人の意思に関係なく、基準に該当するすべての人について平常時から名簿を提供できることとなります。対象の基準や、情報が提供されることに抵抗がある方々への対応等、制度設計から個人情報取り扱いまで幅広く検証する課題が多く、条例化の可能性を慎重に検討しているところです。

### (2) 小中学校の引き渡し訓練<sup>※</sup>の課題と今後 <sup>※</sup>災害発生時を想定し児童・生徒を保護者に引き渡し訓練

Q：予め保護者が仕事を休む等の段取りをして実施している現在の引き渡し訓練の実効性について、現実に災害が発生した場合の保護者に引き渡すまでの児童・生徒の保護、対応できる職員の体制、地域との連携等シミュレーションしているか、また学校防災マニュアルには具体的な対応を記載していると以前答弁があったが、その後台風での避難所開設等の事案を踏まえた見直しはしているかをうかがいます。

A（教育長）：実際に発災し引き取りを依頼した場合、引き取りに來られないケース等を想定し、現在学校防災マニュアルに職員帰宅基準をや夜間・週休日等の参集基準を定める等、状況に応じて学校防災マニュアルの見直しを図っています。台風19号では市内3つの小中学校が実際に避難所になり、避難所運営の課題も見えてきました。今後も避難所開設等想定したマニュアル改訂を続けていきます。

### (3) 「子どもを守る家」の現状と課題

Q：市内全小学校で主に2年生に実施する体験型こども安全教室では、危険を感じた時に逃げ込む先のひとつとして「子どもを守る家」を教えているが、「子どもを守る家」の位置や現状を市教委として十分把握できているのか、実際に子どもが逃げ込んだときに機能する状態になっているかをうかがいます。

A（教育長）：現在正確な状況を把握するため、設置状況や看板の破損状況について、各校に再確認中です。今後、「子どもを守る家」の場所を子どもたちが確認したり、何かあった時に駆け込めるよう具体的に指導する等、子どもを守る家の取組みの実効性が高まるよう努力してまいります。

◎教育長からは、子どもたちにとってよりわかりやすい看板を和光市のキャラクター等を入れて作ったらどうかと大変前向きなご答弁がありました。



### (4) 高齢者の交通手段について

Q：交通政策基本法（2013年12月制定）では、地方公共団体は国との適切な役割分担を踏まえ、自然的・経済的・社会的諸条件に応じた施策を策定・実施する責務があると規定しています。また地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（2014年改正）では地域の交通は地方自治体が先頭に立って政策を作る方向が打ち出されています。地域公共交通会議の今後のスケジュール、会議の構成員をうかがいます。

A（建設部長）：地域公共交通会議に関し、今後の進め方等を学識経験者と相談しており、会議の方針、参加者の調整等準備が整い次第立ち上げに向けて進めてまいります。構成員は、市の関係部署の他、国や県の関係者、市内のバスやタクシーの運行事業者、学識経験者、市民の代表等の参加を想定しています。

Q：市民の要望が多いデマンド交通を導入する場合、ハードルとなることは何でしょうか。

A（建設部長）：和光市は比較的人口密度が高いので、ある程度目的を限定しないと難しい状況です。まずは地域公共交通会議に向けて準備を進める中で、さまざまな課題や問題点を洗い出していきます。

Q：和光市が住宅都市として「住み続けたいまち」をめざす上で、地域の公共交通政策はまちづくりの基本的政策だと考えます。交通政策基本法では「交通権」の考え方もうかがえるが、市長のお考えは。

A（市長）：交通政策の全体的な見直しが必要であり、まず道路網について都市計画マスタープランや総合振興計画でしっかりと明らかにし、道路の骨格を全市に通していくことが重要です。デマンドについては過剰な期待があるが、循環バスや路線バスが入って行けなかったところをある程度補完する機能でありそれですべて解決はしません。市内で企業のための運送で頻繁に走っている車等、地域の交通資源として使える可能性があるものを巻き込んで、そうした資源をトータルでコーディネートする中で、モビリティ（移動性）の自由を確立していく考えです。

## 待鳥よしこの一般質問 2 教育行政



### （1）特別支援のありかた

Q：市内小学校において、年度当初3名在籍していた特別支援学級が10月末までに在籍ゼロとなり閉鎖するに至った経緯をうかがいます。

A（教育長）：8月末に2名、11月に1名が転出し、児童の在籍がなくなって学級閉鎖となりました。転出の経緯については、①1学期より学級経営、指導上の課題を十分に解消できていなかったこと、②学校の支援体制も不十分であったこと等による、保護者の学校や学級への不信感によるものと捉えています。特別支援学級に在籍する子どもたちの力や個性を十分に発揮できるようにするためには、学校管理職が特別支援教育に理解を示し、学校全体で協力体制を作り上げることにより、子どもたちにとっても、保護者や教職員にとっても、安心して信頼感のある経営をしていくことだと思っています。学校としての支援不備、保護者との信頼関係の構築ができなかったこと、教育委員会の支援不足等からこの事態に至ったことは本当に申し訳なく思っています。今後は、教職員の指導力等の向上に資する指導支援の充実、学校経営・運営改善に向けた指導支援の強化、各学校の状況に応じた具体的な対応等の施策をとりながら、学校がきちんと特別支援教育に対する理解と協力関係を築けるよう指導してまいります。

### （2）コミュニティスクールの現状と課題

Q：コミュニティスクールの目的を家庭・地域が十分に共有できているのか、単に学校に協力するという一方通行の関係ではなかなか実効性のあるものにならない危惧があるが、いかがでしょうか。

A（教育長）：実際の活動につなげていくためには、学校支援本部などの設置やコーディネーター（つなぎ役）が必要で、その部分がまだできていないと考えています。コミュニティスクールの運営は、地域の人材をどのように育成し、地域力として組織化していくかというところにあります。課題は見えてきているので、多岐にわたる活動を地域の方々はどう分担していけるか、本当に協議しながらやっていくことで、コミュニティスクールの本来の趣旨が生かされると考えており、今後取り組んでまいります。

Q：当市では協働のまちづくりのベースがいろいろなプラットフォームに分かれていて、同じ団体から同じ顔触れがあちらにもこちらにも出ておられる状況があり、その重複を整理していかないと地域の人材が疲弊していくおそれがあります。春日市では、あらゆる地域の資源がコミュニティスクールというプラットフォームにのって、協働のまちづくりのベースとして機能していました。当市の今後の方向性は。

A（市長）：さまざまな団体と活動を地域ごとに一つの束として作りあげていき、それが地域包括ケアのベースになります。和光市ではそういうプラットフォームが全市できつつある現状だと思っています。

全国的にも地域を包括的に考える組織は発展段階で、当市でベースになるのは地域を福祉の観点から支える地区社協であり、それが学校や地域の方々を支える形に収れんされていく方向だと考えています。幅広い人材が地域を支える形をどう作っていくかが全国的にも大きな課題となっています。社会教育の分野とも絡めて、地域の人材を育てる仕組みを今後本格的に推進していく必要があります。講座で勉強しておわりではなく、そこから巣立つ人材が地域を支えていく仕組みを作っていく必要はないと考えます。



### 3) 放課後の児童の居場所について

Q：第五小で今年度から学童クラブとわこうっこクラブを一体型で運営しており、来年度は北原小学校で一体型運営がスタートします。一体型施設運営の評価と、サポーターの募集状況をうかがいます。

A (教育部長)：一体型は市直営のわこうっこクラブに比べ開所日数が多く、夏休み等の開設時間が長い、学童クラブ在所児童とわこうっこクラブ利用児童の日常的交流ができる等、登録率、参加者数、参加児童の構成等に効果が表れています。特に中学年では、わこうっこクラブが学童クラブの補完的役割を果たしていることから、10月開催の総合教育会議において、段階的に全市的な一体型展開を図っていく方向性を確認しています。具体的には、令和3年度から学童クラブの指定管理者選定の際に、全小学校で一体型運営ができるよう調整を図り、現在策定中の第2期子ども子育て支援事業計画に盛り込んでまいります。令和2年度から新たに本町小学校と広沢小学校で市直営によるわこうっこクラブを開設すると、コーディネーターは8名、サポーターは100名超となる予想で、担い手不足が懸念される状況です。

### (4) 教育相談員等のありかた

Q：会計年度任用職員制度に移行するにあたり、教育相談専門員、さわやか相談員、教育相談員は、それぞれのどのような位置づけ、待遇になるのでしょうか。

A (教育長)：すべて会計年度任用職員に移行し、資格要件のある教育相談専門員は報酬の基本額の特例が適用され、さわやか相談員及び教育相談員については一般行政職とする予定です。

Q：それぞれ子どもたちとの関係性が大変重要な職種です。現行の教育相談員は5時間勤務だが保護者との面談等は既定の時間内におさまらないことが多いと聞きます。今回上程された条例では、パートタイム会計年度任用職員に対して超過勤務手当が支給できます。教育相談員の時間外勤務についてはどう考えているのかうかがいます。

A (教育長)：ご指摘の通り、きょうパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間外に勤務を命じられた場合は、超過勤務手当に相当する報酬が支給される規定になっています。4月からの会計年度任用職員制度においては、任用時に任用予定者に対して給与をはじめとする勤務条件を明示しなければならないことになっているので、任用後に混乱が生じないよう、しっかりと書面にて雇用条件を通知するよう、徹底してまいります。

※このほか、福祉行政一統合型地域包括支援センターの現状と今後の展開についても質問しました。統合型地域包括支援センターは中央エリアでの実績を検証して、今年度中に北・南エリアでも展開される予定でしたが、運営手法、住民にとって必要な事業所のあり方を整理した上で、各エリアの整備を進めていくとの答弁でした。



◆議会活動レポートは毎定例会後に作成し、本人が配布しています。

発行：和光市議会議員 (副議長)

待鳥 美光 (まちどり よしこ) 無所属

市議会会派「新しい風・国民民主」

文教厚生常任委員会委員、都市計画審議会委員

TEL：080-5684-8222

メール：[yoshikomachidori@gmail.com](mailto:yoshikomachidori@gmail.com)

FAX 463-7972

和光市本町 (CI ハイツ A 棟) 在住

Facebook/Twitter で発信中！